

# 令和6年度 事業計画

本会は、建築士制度の下、建築士の品位を保持し、建築物の質の向上に寄与する業務の進歩改善を推進する事業を実施します。また、行政、関係団体との協力体制を維持強化しつつ社会貢献活動を積極的に実施し、地域社会の健全な発展に寄与するために諸事業を実施します。

## 長期目標

1. 建築士会会員として、建築士会の綱領及び会員倫理規程を遵守する。
2. 会員の底上げを図り、建築士会の運営を安定させる。
3. 建築士会への当然加入をまずは千葉県版として啓蒙していき、関東甲信越ブロック、全国へと発展させていく活動を推進する。

## 中期目標

1. 人材発掘と人材育成に力をいれ、登録講師等を増員するとともに、各支部と連携して専門家としてのスキルアップを図る。
2. 社会貢献活動の促進として、応急危険度判定等の災害ネットワークの活用、建築相談の実施、千葉県地域貢献活動センター活動の推進を図る。
3. 建築会館の維持保全活用を検討する。
4. 建築士会活動は、公益性、共益性、収益性を考慮し、自立且つ自律できる組織づくりを推進する。
5. 会員の福利厚生事業の推進を図る。
6. 賛助会員の拡大及び会員と賛助会員の交流活性化を推進する。

## 事業内容

- 1 会員の指導・連絡・組織の強化
  - (1) 建築士会会員の拡大推進運動
  - (2) 会誌「建築士CHIBA」の発行
  - (3) 各委員会の組織及び連携の強化
  - (4) 各支部の連絡調整及びブロック会の充実
  - (5) 功労者・伝統的技能者の表彰
  - (6) 支部交流会の実施
  - (7) 学生部会への支援
  - (8) ICTを活用した事業の推進
- 2 建築士の研修の充実
  - (1) 「建築士の日」事業の開催
  - (2) 建築士の技術に関する講習会・研修会の実施
  - (3) 建築士会全国大会「鹿児島大会」への参加及び協力
  - (4) 関ブロ青年協大会「千葉県大会」の設営及び協力
  - (5) 全国女性建築士連絡協議会「東京大会」への参加及び協力

### 3 建築士の業務の周知改善

- (1) 建築基準法・建築士法等の改正に伴う周知
- (2) 応急危険度判定士認定講習会受託業務の実施
- (3) 違反建築物防止・防災・労災週間行事への協力
- (4) 建築設計関連六団体連絡協議会、建築相談協議会及びちば安心住宅リフォーム推進協議会への参加
- (5) 業務報酬及び受発注の適正化の推進
- (6) 木造建築物の設計・施工に係る人材育成及び千葉県内の建築物における木材の利用の促進
- (7) 建築士いえづくりの会への支援、協力

### 4 建築士制度への取り組み

- (1) 建築士継続能力開発（CPD）制度の推進
- (2) 専攻建築士制度の推進
- (3) 一級建築士免許登録受託業務の実施
- (4) 二級・木造建築士免許登録業務の実施
- (5) 一級・二級・木造建築士試験受託業務の実施
- (6) 建築士免許証明書交付式の実施
- (7) 建築士法に定める建築士定期講習受託業務の実施
- (8) 建設業法に基づく監理技術者講習受託業務の実施
- (9) 宅建業法に対応した既存住宅状況調査技術者講習受託業務の実施

### 5 社会的活動の拡充

- (1) 建築士の社会貢献活動・建築相談・高齢者支援の推進
- (2) 行政への協力
- (3) 景観整備機構指定業務の推進
- (4) 地域貢献活動の推進
- (5) 災害発生に伴う「応急危険度判定士ネットワーク」及び「災害対応ネットワーク」の体制の整備・活動の推進
- (6) 関東甲信越建築士会ブロック会災害時相互協力に伴う体制の整備
- (7) 千葉県建築文化賞及び千葉県建築学生賞への協力
- (8) 高校生の建築甲子園千葉大会の実施
- (9) 関係団体との連携及び協力体制の強化

### 6 福利厚生事業の取り組み

- (1) 共済補償制度（生命保険、傷害保険の団体割引等）の推進
- (2) 会員の視察研修・スポーツ大会及び同好会への支援
- (3) 建築関係図書及び諸申請書等の販売・拡充
- (4) 建築会館の活用